

様式1

※7月24日 午後5時必着

参加申込書兼参加資格申告書

令和 年 月 日

愛媛県知事 中村 時広 様

愛媛県が発注する「ジェニファー来園1周年記念イベント企画運営等業務」に係るプロポーザルに参加します。

また、併せて、企画提案募集実施要領第2の参加者の資格に関する要件を満たしていることを申告します。

所在地	〒
事業者・団体名	
代表者の職・氏名	
電話番号・FAX番号	
メールアドレス	
担当者の部署・職・氏名	
愛媛県競争入札参加資格者 登録名簿の整理番号	

(注意) 会社概要書(様式2)を添付すること。

入札参加資格の登録手続中の場合は「登録申請中(申請年月日)」とすること

【提出先】

愛媛県土木部道路都市局都市整備課(担当:宇都宮)

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

(持参の場合:愛媛県庁第一別館6階(松山市一番町四丁目4番地2))

E-mail: toshiseibi@pref.ehime.lg.jp

※メールの場合は送信後、送付した旨の電話連絡をお願いします。

(電話 089-912-2745)

様式２

会社概要書

会 社 名 (法人名)			
代 表 者 名			
所 在 地	本 社 (代表者住所)	〒 住所 電話番号	
	愛媛県内 支社等 ※該当の 場合のみ 記載	〒 住所 電話番号	
設 立 年 月 日	(県内営業所等の設立年月日)		
資 本 金			
直 近 の 年間売上高			
従 業 員 数	(県内営業所等の従業員数)		
業 務 内 容			
ホ ー ム ペ ー ジ の 有 無	有	URL	無

(注意) 共同企業体の場合は構成員全員が作成すること。

「ジェニファー来園1周年記念イベント企画運営等業務」

様式3

委託業務共同企業体参加資格者誓約書

令和 年 月 日

愛媛県知事 中 村 時 広 様

共同企業体の名称

構成員 住 所
(代表者)

商号又は名称

代 表 者

印

構成員 住 所

商号又は名称

代 表 者

印

(以下、構成員列記)

このたび、ジェニファー来園1周年記念イベント企画運営等業務の受託に係る共同提案に参加するため、委託業務共同企業体を結成しました。

契約書に定められた解散日までの間、別紙委任事項の権限を当共同企業体代表者に委任します。

使用印は別紙のとおりです。

なお、業務受注に際しては、連帯して行うものとし、委託業務共同企業体協定書を提出します。

これらの事項は、事実と相違ないことを誓約します。

「ジェニファー来園１周年記念イベント企画運営等業務」

様式３－１（別紙）

委 任 事 項

- １ 「ジェニファー来園１周年記念イベント企画運営等業務」に関し、当共同企業体を代表して委託者である愛媛県と折衝する権限
- ２ 入札及び見積りに関する一切の権限
- ３ 委託業務代金及び前払金の請求・受領に関する一切の権限
- ４ その他業務に関し、諸届・諸報告の提出に関する一切の権限

使 用 印

「ジェニファー来園1周年記念イベント企画運営等業務」

様式3-2 (例示)

委託業務共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- (1) 愛媛県発注に係る「ジェニファー来園1周年記念イベント企画運営等業務」(当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下「委託業務」という。)の受注
- (2) 前号に付帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、「ジェニファー来園1周年記念イベント企画運営等業務」共同企業体(以下「共同企業体」という。)と称する。

(事務所の住所)

第3条 共同企業体は、事務所を愛媛県 市 町 番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 共同企業体は、 年 月 日に成立し、第1条に規定する業務の委託契約の履行後3箇月を経過するまでの間は解散することができない。

- 2 共同企業体は、第1条に規定する業務を受託することができなかつたときは、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る委託業務が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 共同企業体の構成員は、次のとおりとする。

住 所
商号又は名称
代 表 者

住 所
商号又は名称
代 表 者

(以下構成員を列記)

(代表者の氏名)

第6条 共同企業体は、 を代表者とする。

(代表者の権限)

「ジェニファー来園1周年記念イベント企画運営等業務」

第7条 共同企業体の代表者は、第1条に規定する業務の履行に関し、共同企業体を代表して発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって委託料(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び共同企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は次のとおりとする。ただし、当該委託業務について発注者と契約内容の変更増減があっても構成員の出資の割合は変わらないものとする。

商号または名称	%
商号または名称	%
(以下構成員を列記)	%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 共同企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、第1条に規定する業務に関する基本的かつ重要な事項について協議のうえ決定し、業務の完遂にあたるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、第1条に規定する業務の委託契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 共同企業体の取引金融機関は、銀行 支店とし、共同企業体の代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引をするものとする。

(決算)

第12条 共同企業体は、第1条に規定する業務の完了後、当該業務について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により、構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により、構成員が欠損金を負担するものとする。

「ジェニファー来園1周年記念イベント企画運営等業務」

(権利義務の譲渡の禁止)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできないものとする。

(業務途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、共同企業体が第1条に規定する業務を完了する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して第1条に規定する業務を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していた出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じても、脱退構成員への利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第17条 共同企業体は、構成員のうちいずれかが、第1条に規定する業務において重要な義務の不履行、その他の除名にし得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合においては、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までの規定を準用するものとする。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第18条 構成員のうちいずれかが、第1条に規定する業務途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までの規定を準用するものとする。

(代表者の変更)

第19条 共同企業体の代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者として責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者としてすることができるものとする。

「ジェニファー来園1周年記念イベント企画運営等業務」

(解散後のかし担保責任)

第20条 共同企業体が解散した後においても、第1条に規定する業務につき、かしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第21条 この協定書に定めのない事項については、別途定めるものとする。

外 社は、上記のとおり、ジェニファー来園1周年記念イベント企画運営等業務共同企業体を結成したので、その証拠としてこの協定書 通を作成し、各通に構成員が記名押印のうえ、発注者に提出するほか、各自所持するものとする。

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代 表 者

印

住 所
商号又は名称
代 表 者
(以下構成員を列記)

印

様式 4

※ 7 月 2 4 日 午後 5 時必着

質 問 書

【質問者】

事業者名 (商号又は名称)	
担当者 (部署・職・氏名)	
電話番号 ※連絡先	

【質問内容】

【提出先】

愛媛県土木部道路都市局都市整備課（担当：宇都宮）

E-mail：toshiseibi@pref.ehime.lg.jp

※メール送信後、送付した旨の電話連絡をお願いします。

（電話 089-912-2745）